

## 内陸莊園と水運（続）

### —九州遠賀川流域莊園—

#### 新城常三

内陸莊園の中央への年貢輸送は、それが、米などの重貨である場合、一般に海運によるのが通例であつた。その際、年貢を海港まで輸送せねばならぬが、その行為は一般に“津下し”と呼ばれ、莊民の夫役によつて果されること多かつた。内陸莊園から海港までの輸送系路には、陸路・水路の兩路があるが、可及的に水路より河川が選ばれ、

中には、河川の航運を円滑ならしむる為、河樋取に給免田畠等を給して、これを掌握する莊園も少なくなかつた。

私は先に河川を利用する内陸莊園の若干を挙げたが、河川の流域に集中的に莊園が成立し、かつ年貢を中心にして輸送するものに外に、九州遠賀川流域莊園がある。例えれば

東大寺領筑前碓井莊・同金生莊・六条八幡宮領同若宮莊・高野山領同粥田莊その外数々であるが、その多くは、遠賀川水運の前提の上に成立した莊園である。しかしながら、これらの莊園と遠賀川水運との関係は明らかにできない。

平安時代大治・永曆のころ、上流東大寺領筑前金生莊で、米を一艘二斗五升の船貨を支払つて遠賀川を下していくから、この水運は雇傭に依つたようであり、莊園側の自主自営的な運営とは認められない。<sup>(2)</sup>しかも中世に入つてもこの地方には、他の内陸莊園の如き莊園掌握下の河樋取を検証し得ない。このうち高野山領粥田莊は、高野山が莊務権を有し、永仁四年ころには、預所以下田所・公文・惣政

所・定使・散仕等より成る整然たる莊官組織が見られる。<sup>(3)</sup>  
しかしこの莊官の中に、梶取を見ることはできない。さ  
に同じ永仁四年給田目録注進状には、皮染、鍛治、紺搔、  
檜物、土器などの手工業者に一定の給田、給名を支給し  
て、その製品を調達せしめているが、梶取に就ては全く記  
載がない。<sup>(4)</sup>この時点で、遠賀川に活動する莊官的梶取の存  
在は考えられない。

しかしながら、河川・陸路を問わず、海港迄の津下し業  
務は、自莊の莊官、莊民の担当であるのが殆どであるか  
ら、遠賀川流域莊園とて例外ではなかろう。このように中  
世に於てこれら莊園と遠賀川水運との関係に就ては不明で  
あるが、海上輸送に就ては、若干明らかにすることができ  
る。このうち、碓井莊・金生莊に於ては、遠賀川の河口山  
鹿莊や、同じ筑前の糸島郡船越莊などと共に、一二世紀中  
ごろ、大治より嘉応・仁安まで東大寺に年貢を輸送した數  
通の送文があり、運賃なども明細に知られる。<sup>(5)</sup>ここでは、  
梶取及び水手の功料及び糧料と船賃とが、それぞれ別個に  
算定・支出されていることが注目されるが、これは延喜式  
主税上雜物運漕功賞規定の方式に同じである。これは東大  
寺側で、梶取及び水手をそれぞれ別個に雇傭し、東大寺側

で船を質借したもので、梶取・水手は労力を提供するのみ  
で、未だ梶取が自ら水手を抱え、船を所有し、または自ら  
の責任に於て船を質借するという、一つの企業体をなすに  
至つていなかつたものと解される。しかるに中世に入れ  
ば、功賞・糧料・船賃などの運賃は夫々梶取、水手、船主  
等に対して別途に支払わることなく、すべて運賃は、一  
括梶取個人に支払われ、しかも運賃は運送量に対して一定  
の、比較的高い率で、しかもしばく整数の比率で算定さ  
れ、梶取の責任に於て輸送されている。これは梶取が単な  
る労力の提供者より、一つの輸送業者への発展を意味する  
ものと思われるが、九州遠賀川河口には、この種の輸送業  
者が、鎌倉時代に、数多く活躍し、遠賀川流域莊園の年貢  
を遠く中央に輸送していた。これらの莊園には、六条八幡  
宮領若宮莊、東大寺領金生莊、同碓井莊及び高野山領粥田  
莊などがある。まず六条八幡宮領若宮莊であるが、本莊は  
後の金生莊同様、遠賀川の支流犬鳴川に沿い、金生莊に近  
接した内陸莊園である。文永前後若宮莊犬丸名方預所得分  
米等が、次の梶取に付して送られている。<sup>(6)</sup>

(1) 藤平太(貞末法師代)  
梶取

(1) 文永七年壬九月二十七日  
(2) " 八年四月二日

(2) 藤三郎包遠(貞末法師代) (3) 文永七年十一月十五日

(3) 毗沙王太郎(貞末法師代) (4) "八年五月十一日  
(藤三郎包遠代) (5) "八年四月五日

分類されよう<sup>(7)</sup>。

- (1) 船を所有せず単なる労役の提供者  
(2) 船をもたぬが自ら賃借し、船員を雇傭し、自己の責任と負担とに於て輸送業務に当るもの

以上の如く、文永七年壬九月から、翌八年五月迄の七ヶ月間に、藤平太・藤三郎包遠・毗沙王太郎ら三人の梶取によって輸送した五通の送文が残されている。同人の送文と送文との間の時間的間隔の比較的長いことや、それぞれ梶取の異なる点から、これらの年貢はそれぞれ別個に五回に亘つて輸送されたことは間違いない。しかしカッコにある

a、bに分類されよう。  
a、船主の所有船が一艘で、自分一人だけが乗組む小型船から、自分以外に複数の船員が乗組む中・大型船で輸送するもの

b、船主の持船が、数艘で数名ないし、それ以上の船員をもち、或は雇傭するというやや規模の大きな輸送業者、したがつてかかる船主は、自身必ずしも船に乗組まない。

- (4) 船を所有するも、自らは乗組まず、専ら船の賃貸をするもの

凡そ以上の四・五種に分類される。これらは傾向的に、順次に時間的段階を示すものの必ずしもそれとは限らない。ただ(3)bのやや規模の大なる業者は、海運界のある一定の発展段階の上に、発生するであろう。鎌倉末、伊勢

中世に於る営業的梶取又は廻船業者は、一応次のように

阿久志を根拠とした船主道妙は、その一人であった。彼は

少なくとも四隻の東国行きの船を有し、女婿ら四人の船頭<sup>ノ</sup>梶取を抱える一族經營で千貫文以上の財産をもつ富裕人であつた。彼はこの外、四人の船頭<sup>ノ</sup>梶取輩下にさらに多数の水手などの一般船員を抱えていたことはいう迄もない。<sup>(8)</sup>

さきの若宮莊年貢を輸送した梶取貞末法師もまた、この道妙同様<sup>(3)</sup>に属する業者であろう。

若宮莊のその後の年貢輸送は明らかでない。室町時代には、永享以降、大内氏被官内藤氏により、丸名外武恒名が米二百石・錢二百貫ないし米四百石、京都渡しで請負われている。その結果、内藤氏が、京都までの運送を一切取扱い、為に輸送内容、運賃などは、六条八幡宮<sup>ノ</sup>醍醐寺側史料からは全く窺い得ない。<sup>(9)</sup>

この雜用は、則ち運賃と考えられるが、かくの如く運賃<sup>ノ</sup>雜用は、その總額のみが誌されているだけであつて、その明細書はない。これは、前記の平安時代の金生封（莊）等の年貢の送文とは、明らかに異なるものであり、ここにこの間の年貢輸送法の変化が窺われる。

この梶取は、雜用を一括受取り、輸送の全責任を負うものであり、船の調達・水手の配備・雇用等全て梶取一個の責任に於て行なわれたものと解する。

その送文より年月日、輸送量・運賃・梶取名等を摘記すれば次の如くである。<sup>(10)</sup>

	(輸送量)	(運賃)	(梶取名)
1 文永二年十一月二十日			
2 (一年分) 文永 二年石			
3 " 三年二月八日	三十五石外	十四石	貞取
4 " 三年五月十九日	八石七斗七升	二石二斗二升	"
(三年分) "	十五石錢四貫	(不明)	"

合单米肆拾玖石定

正米三十五石

雜用十四石四斗<sup>ちん</sup><sup>(10)</sup>

以上である。但し12~14迄の、文永七年分、八年分は検納状<sup>ハ</sup>受取状であつて、これに見合う送状を欠いていいるので、梶取名、運賃等は不明である。

以上の如く、金生荘には送文十一通が残されているが、その中に梶取貞延、　代朝四千、清太別当の三名が現れ、とくに貞延が多出し、貞延の送文は九通であるが、このうち6、7は同日であるから、一緒として、差引き八回の輸送が考えられる。1~3迄は、文永二年分、4~7迄は同三年分、8~10迄は同四年分である。それぞれ送文の間に、だいたい三ヶ月の間隔があるが、三ヶ月間で中央の往復は十分可能であろう。何故ならばこの送文に対し、それぞれの寺側の請取状・検納状が残されているが、それにれば、だいたい送文日付に対し、五十日前後で検納状が、発せられている。<sup>(12)</sup>これは送文毎に別個に輸送され、それを物語る。則ち梶取貞延は、文永二年十一月ころより、文永五年四月ごろまで二ヶ年半で、八回の輸送に携つたものと解される。しかも運賃が整数で、梶取に一括支払われている点、梶取貞延は、金生荘の莊官・莊民ではなく、多分に專業的梶取であり、しかも平安期の如く、単なる労務の提供ではなく、一つの企業者と解され、しかも金

生莊と多分に専属的関係にあったと看られよう。しかし貞延が、さきの若宮莊の梶取貞末法師の如く、数名の梶取を擁するような規模のものであつたか、どうかは明らかでない。むしろ彼が八回とも、自己の責任で、輸送の実務についている点よりすれば、彼は、個人的業者で、前記の(3)aの類型に属する業者とのようである。貞延以外の梶取清太別当及び□代朝四千に就ては明瞭でない。ただ□代朝四千は、先の貞延法師代……に類似し、輩下に數名の梶取を抱える業者の代人のようにも思われる。

その後は、文永の役によつて九州からは年貢船は上らず、さらにその後、建治三年ごろに至つても門司閥が固められて、上り船がなくなつた外、金生莊米は兵糧料所として、守護所より押し留められて立つた。さらに、その後、幕府は弘安四年六月、弘安役の中、鎮西及び因幡・伯耆・出雲・石見等、山陰諸国の年貢の貢上を停め、兵糧米に点定せしめたので、金生莊ほか遠賀川莊園の米は中央に輸送されなかつたであろう。その後の金生莊の年貢輸送については、杳として管見に入らない。またこれらの運賃が正米に対し、四割に及ぶことは他の九州莊園の運賃とほぼ相等しい。<sup>(15)</sup> 海路遠く中央迄の運送であることは疑いない。

さらに遠賀川上流には、高野山領筑前粥田莊がある。粥田莊には、弘安十年未進米<sup>(16)</sup>二十一石と正応二年預所用正米百八十一石の二通の送状が残存している。前者は、梶取藤井國貞に、後者は梶取清原重行に附して運送され、運賃も一括支給されている。運賃は正米に對して五割四分という金生莊、若宮莊に比して格段に高いのは、紀伊紀ノ川の遡江料と、それよりさらに高野山までの運賃が含まれている為かも知れない。これよりさき建暦元年<sup>(18)</sup>高野山領遠江初倉莊年貢米の運賃が紀ノ川のみで、二割七分、正応のころ同じく高野山領紀伊南部莊年貢米は、紀ノ川より高野山山上迄、三割弱<sup>(19)</sup>の高率である。この後、室町時代、文明十三年、和泉界までの粥田莊年貢の運賃は二割にすぎないのは、紀ノ川賃の含まれぬ為にもよる。

以上の粥田莊の場合、何れも、運賃の細目は明記され、一括梶取に支払われたのは、若宮莊、金生莊同様である。

以上若宮莊・金生莊・粥田莊の三莊は、何れも梶取に付して送られ、梶取を輸送責任者とし、運賃は一定比率で一括梶取に支払われている点に於て共通的である。

紀ノ川を遡江し、それより山上迄運んだと看られる高野

山領粥田莊の運賃五割四分は別とし、金生莊が石別三斗・三斗五升・四斗の三通り、若宮莊が三斗・三斗五升と大体一致し、しかも高額である。以上の如く三莊の共通点から、これら棍取の性格の共通性が推し測られるのであるが、若宮莊の貞末法師に見る如く、これらは何れも莊民ではなくして、業者であることは疑いない。

莊民を夫役として使役する場合、その反対給付は、全く皆無か、本人の食料<sup>II</sup>糧料止りである。その食料は通例一日一升前後であり、それを越えることがあっても、破格に大幅のものとはなりえない。しかるに業者である棍取・水手の場合、この食料の外に、功賃が支給される。したがつて、夫役より業者への託送に転ずる場合、運賃は上昇する。莊民の夫役の棍取で、北九州から三<sup>レ</sup>四割の高運賃は考えられないものであり、この点からも業者である。<sup>(21)</sup>

さらに以上の三莊の一回の輸送量を見るにしばく少量であることである。若宮莊では四十六石余・三十六石余の外、九石八斗又是一石九斗余などがある。さらに金生莊では二十石以下をあげれば二十石、十五石七斗、十五石、八石七斗七升などが各自一船で輸送されたこととなり、さらに粥田莊でも二十一石、文明には五石外の例がある。<sup>(22)</sup> 錄倉

後期以降、莊園年貢の一回の海上輸送量が零細化することは一般的の傾向である。さきの二十石・十五石、ましてや八石・五石・一石九斗などの少量の米のみを専載して、一船が中央に上ったとは到底考えられない。他の莊園年貢や商品と混載で運送されたであろう。これを一段と明確にするものは、同じく遠賀川流域莊園東大寺領碓井莊の例である。暦応四年五月二十四日、碓井莊棍取乙王丸起請文に、碓井封御年貢事御米少分候之間、伺便船、以差荷二箇度<sup>(23)</sup>、運上仕候之処

とある。これは年貢米が少ないもので、一船に専載できず、便船を伺い(探して?)差荷恐らく他の荷に混載して、二度<sup>II</sup>二船に運んだということであろう。この二船のうち、前船は、海賊の襲撃を受けて、五十余俵の湿米をだした。後船には、三十石を積載したが、これまた難船し刎荷しているから、実際に二船に分割して送られたのである。しかも後者の場合、荷主が刎荷分の損害を、共同海損方式によつて銘々分担しているのは、この船の荷が、多数荷主による混載であることを明言している。この二船の碓井封米は、前船が少なくとも、五十余俵、後船三十石、総計少なくとも五十石前後であろうか。この五十石が少分の為、一船專

用とならなかつたのである。したがつて、前述の二十石・十五石、まして八石・五石・一石九斗など、それだけの積荷で一つの船が輸送することはあり得ず、この外他の荷主の貨物を混載したのである。かかる複数荷主の貨物を、一船に積んで輸送する権取は、閉鎖された莊園所属の権取ではなくして、開放された一個の廻船業者である。<sup>(24)</sup>

ただこれらの権取・廻船業者が、海運のみならず遠賀川水運にもかかわったかどうかである。さきの大治前後の碓井莊、金生莊の年貢は、積載量十五石という小型のひらた船で遠賀川を下り、河口で海船に積み換えられた。この方式は最近昭和の初め迄見られ、人も船も河口で交替した。したがつて先の権取らは海権取で、遠賀川水運には、無関係であったと看るべきである。鎌倉後半期以降、莊園制の衰頼・在地領主制の発展・年貢の貨幣化・商品流通の発展等により、個々莊園より、中央に貢納・輸送される現物年貢量は、しだいに零細化する。このように少量の年貢輸送の為に、沿海莊園に於ても、従来の如き海上輸送体制を保持することは、不得策となり、かつ、この段階に於ては、莊民を夫役として使役することも困難となる。こゝにも廻船業者の発展の要因がある。かつ年貢の零細化により、一

荷主一船専用は、不経済となり、他の荷主の貨物との混載が便宜となる。かかる要請に応じうるものは、一莊園所属の権取ではなくして、独立の廻船業者である。

内陸莊園は、本来的に海上輸送部分を業者に依存せざるを得ないが、沿海莊園もこうしてしたいに業者に托するようになる。高野山領備後太田莊は内陸莊園であるが、尾道を有することに依り、沿海莊園ともなりうる。したがつて別述の如く権取に給田を給し、莊民より水手米を徴して、水手を雇傭する、いわば輸送の自家体制を採つていた。<sup>(25)</sup>しかし室町期永享のころになると、これは完全に崩れ、全面的に尾道を中心とした廻船業者に依託ざるようになつた。しかも一船の積荷の大半は、数石又は十数石等極めて寡少な例が多い。これは廻船業者が、あちこちの複数の荷主から蒐貨して輸送したものに外ならない。<sup>(26)</sup>

以上の如く、遠賀川流域莊園の年貢米が、何れも、一括権取に支払われ、しかも運賃は積載量に対して、一定比率で算定され、しかも比較的高率であり、さらに混載の輸送であるのは、それらの権取が、一莊園所属の権取ではなくして、開放的な独立廻船業者であつたと解される。

その規模は全く一人での經營から、若宮莊の貞末法師の

如く複数の梶取を抱えるものと多様であった。彼等の本拠は恐らく遠賀川河口の蘆屋附近であろう。

この北九州より、一段と水運の盛んな瀬戸内港湾には、

廻船業者の活動は一層活潑なるものがあろう。安芸太田川河口の梶取紀藤次はその一人である。<sup>(28)</sup> 瀬戸内海の梶取は一般に遠賀川流域莊園同様、梶取が積載量に一定比率の運賃を一括請取り、責任者として輸送しているのである。さら<sup>(29)</sup>にになって、永享ころになると、前述の如く尾道を中心に數十名の廻船業者が現れる。中世に於る廻船業者の発達については、稿を更めて詳細に論ずる予定である。

参考。

註

- (1) 以上拙稿「内陸莊園と水運」『社会經濟史学』四四〇。
- (2) 「觀世音寺古文書」(『平安遺文』五〇二一七〇・二二九六、七〇三〇九一・三一六六)「東大寺文書」四〇三三(『平安遺文』七〇三四九五)「東大寺文書」四〇五四、四〇四四(『平安遺文』七〇三五四三・三五三八)
- (3) 『高野山文書』五〇二〇七号。
- (4) 同右。
- (5) 註(2)文書、及び西岡虎之助氏「莊園の倉庫より莊園の港湾への發展」(『莊園史の研究』上)二六七頁～二七二頁
- (6) 以上『醍醐寺文書』刊三ノ五七五号。
- (7) この詳細は、近く「中世の梶取」(仮題)として発表予定。
- (8) 「光明寺旧記」一。なお、近刊の『日本塩業大系』史料編古代中世(2)には、光明寺関係文書が網羅され、船主道妙一族の性格が、かなりはつきりしてきた。後考を期したい。
- (9) 「醍醐寺文書」十七函外、但し幕府の過書は多い。
- (10) 「賴守筆 倶舍論第五卷抄紙背文書」(『東大寺藏』)(『大宰府太宰府天満宮史料』巻八)。
- (11) 以上、同右書。
- (12) 以上の検納状は註(6)史料、(『大宰府・太宰府天満宮史料』八ノ一二三頁、一二四頁・一四五頁・一四七頁)なお、若宮莊、金生莊等の年貢輸送については、恵良宏氏「莊園と水運——北九州遠賀川流域莊園を中心として——」(『宇部工業高等専門学校校外發表研究論文』)がある。
- (13) 「弘安元年有法差別短糸裏文書」(東大寺藏)(『大宰府・太宰府天満宮史料』八ノ三二〇頁)。
- (14) 「壬生官務家日記抄」弘安四年七月六日。
- (15) 拙稿「九州莊園年貢の輸送について」『莊園制と武家社会』所収。

- (16) 『金剛三昧院文書』刊二〇四号。
- (17) 『金剛三昧院文書』刊二〇五号。
- (18) 「東寺百合文書」レ一・一二。
- (19) 『金剛峯寺文書』刊二ノ一六二号。
- (20) 『金剛三昧院文書』刊二一二号（なお正木喜三郎氏編『粥田莊史料』参照）。
- (21) 夫役梶取の輸送で無償の例には、東寺領伊予弓削島莊がある。拙稿「莊園年貢の海上輸送」『日本歴史』三四四号。
- (22) また糧米を給された例には、高野山領紀伊南部莊があるが、紀伊湊迄、船の借賃・船の祈禱料を加えても、運賃はわずか3%足らずにすぎない。拙稿「沿海莊園と海運」『海事史研究』二九号。なお運賃の詳論に就ては、後日發表予定。
- (23) 註(16)、(20)に同じ。
- (24) 『中村直勝博士蒐集文書』五〇号。
- (25) 『東寺百合文書』刊二ノ一六五備後太田庄年貢引付。
- (26) 註(1)「拙稿」。
- (27) 『金剛峯寺文書』刊は一〇一号・一〇二号、『教王護国寺文書』一ノ二〇八・二二〇号。
- (28) 註(27)に同じ。
- (29) なお、鎌倉後期から、海上輸送に差荷という語句が、時折現れる。これは水を差すということ等から、他の荷に加える、つまり混載という意味ではないかとの教示を小田俊雄氏より得た。翻意を表したい。
- (24) ただこの起請者が、碓井梶取乙王丸とあり、難船の後仕末をしているが、彼は碓井莊所属の梶取で、二度に亘って
- 梶取として、輸送を率領したよりも思われる。とすれば、前船と後船との間に、少なくとも二、三ヶ月の間隔があり、彼が二、三ヶ月もの前の前船の事故を、後船の事故と一緒に起請するのもおかしい。それより、これでは年貢が少分だから一船専用できず、二船に分けて、他の荷主の物貨と混載で運んだという事実とは合わない。梶取乙王丸は、業者の前船、後船何れか一方の船に、上乗として乗組んだものか、又は、彼は複数の荷主にかかる起請文を提出するさい、それぞれ○○梶取乙王丸と名乗ったものであろうか。